

# 認知症バリアフリー宣言 維持管理遵守事項

## 0. 序文

本文書は、認知症バリアフリー宣言運営要領（以下、運営要領と記載。）にて、申請組織および宣言組織（以下、組織と記載。）が遵守しなければならない事項を明示している。

事務局は、運営要領の改定時など本文書を改定した場合には、最新版を周知する。

## 1. 基本事項

日本認知症官民協議会より運営事務を委託された事務局は、認知症バリアフリー宣言のスキームオーナーとして宣言の登録、変更、登録停止、登録取消を含む、制度運用にかかわる決定の責任、権限を持つことから、宣言組織は、その権利および地位を他組織に譲渡してはならない。

組織は、本文書を遵守し、事務局による照会、調査等の求めがあった場合には真摯に対応しなければならない。

宣言書の記載内容については、組織自らが責任を負うものとし、自らの宣言書に対する問い合わせ等に対応しなければならない。また、事務局による登録の停止、取消に伴う損失が発生した場合であっても、事務局に対して損害賠償を請求しない。

## 2. 登録申請に関する事項(運営要領 4.1～5.3 参照)

### 2.1 申請書類提出

登録申請の際には、運営要領 4.2 が定める申請要件を全て満たしたうえで、所定の申請書類を提出しなければならない。

登録申請後の取下げを行う場合、または申請書類に記載した情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に申し出なければならない。

申請書類に不備があった場合には、申請書類の補正を行わなければならない。運営要領 5.3 が定める申請不受理の決定を行う要件に合致した場合は、その決定を受け入れなければならない。

(注) 申請書類の提出とは、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトに用意された申請フォームに入力送信することをいう。

### 2.2 事務手数料の支払い

申請組織および宣言組織は、所定の事務手数料を事務局に支払うとともに、事務手数料の返還について、運営要領 4.5 の規定によるものとする。

### **3. 登録、公表、および登録の維持管理に関する事項(運営要領 6～8 参照)**

#### **3.1 宣言組織の登録および公表**

宣言組織として登録された場合、運営要領 6.1 の手続きにより、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトにおいて公表されるものとする。

#### **3.2 登録の有効期間および更新手続き**

登録の有効期間は、登録の通知を受けた日から 2 年間であり、有効期限の到来日までに運営要領 6.7 の定める更新手続きを行わない場合、登録取消となるものとする。

#### **3.3 登録情報の変更、登録取下げ**

宣言書の内容、宣言の対象範囲、組織名称等の登録情報の変更は、運営要領 6.5 に従って実施しなければならない。

宣言組織は、登録後、事務局が別途定める方法により、宣言組織の登録の取下げを申請することができる。この際、登録抹消については認知症バリアフリー宣言ポータルサイトにおいて公表されるものとする。

#### **3.4 登録停止および登録取消**

宣言組織は登録停止、登録取消に係る運営要領 7.1 および 7.2 の規定を理解し、事務局の決定に従わなければならない。

宣言組織が登録の抹消の通知をうけた場合は、認知症バリアフリー宣言ポータルサイト上で登録抹消について公表されることについて同意し、ロゴマークの使用を含め、宣言組織であることを示す対外公表を取りやめなければならない。

事務局が、運営要領 7.3 が定める確認調査を実施する場合は、真摯に対応し協力しなければならない。

#### **3.5 異議申し立て**

事務局に対して異議申し立てを行う場合、運営要領附属書 C に従って、異議申し立ての内容を文書に記載し、事務局に提出しなければならない。

### **4 宣言の公表(宣言組織であることの対外告知)に関する事項**

#### **4.1 宣言の公表に関する基本原則**

宣言組織は、宣言組織として登録されていることを対外的に告知する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- a) 宣言制度の信頼性を損なう表現を用いないこと。

- b) 宣言組織であることをもって、特定の製品・サービスの品質、効果・効能などについて、第3者から保証されていると誤認させうるなど、宣言制度の趣旨を誤認させる公表をしないこと。
- c) 登録の有効期間を超えて、宣言組織であることを公表しないこと。
- d) 自らの宣言の対象範囲を意図して誤認させる方法で公表しないこと。
- e) 宣言の公表について、適切な方法であるか明確に判断できない場合には、事務局に照会をすること。

## 4.2 認知症バリアフリー宣言ロゴマークによる公表

組織は、事務局が認知症バリアフリー宣言ロゴマークに係る一切の権利を有していることを理解し、本文書で規定されたマークの使用規則を遵守しなければならない。

### 4.2.1 認知症バリアフリー宣言ロゴマークの使用規則

認知症バリアフリー宣言ロゴマークは、宣言の登録完了後、認知症バリアフリー宣言ポータルサイトに設定される宣言組織のマイページからダウンロードできる電子媒体を使用しなければならない。

認知症バリアフリー宣言ロゴマークの使用においては、次の事項を遵守しなければならない。



認知症バリアフリー宣言ロゴマーク

- a) 認知症バリアフリー宣言ロゴマークを拡大・縮小して使用すること、およびモノクロ加工して使用はできるが、形状を変形したり、加工したりすること、解像度を低める等、画像を劣化させる改変を行わないこと。
- b) 認知症バリアフリー宣言ロゴマークを特別に意図した形で囲まないこと（例：円で囲み、意匠を変える）。
- c) 認知症バリアフリー宣言ロゴマークの独立性と視認性を確保するため、他の表示要素との間に十分なスペース設けること(アイソレーションの確保)。なお、アイソレーションを確保していても認知症バリアフリー宣言ロゴマークの印象を損ねるような要素を認知症バリアフリー宣言ロゴマークの近くに配置することは避けること。
- d) 認知症バリアフリー宣言ロゴマークは、原則として白の背景色表示すること。

### 4.3 文章での公表

宣言の公表を文章で行う場合にも「4.1 宣言の公表に関する基本原則」を遵守し、該当の文章には「認知症バリアフリー宣言の登録」等の表現を用い、その文章に宣言対象範囲外の事業所等も掲載されている場合には、宣言対象範囲外であることが識別できるようにしなければならない。

### 4.4 不適切な宣言の公表への対処

宣言組織は、宣言の不適切な引用や認知症バリアフリー宣言ロゴマークの誤解を招く使用を行った場合に、事務局が実施する次の処置に真摯に対応しなければならない。

- a) 期限（ホームページ：1 か月、印刷物：3 か月）内での修正。
- b) 期限（ホームページ：1 か月、印刷物：3 か月）経過後においても宣言の不適切な公表が解消されない場合、登録停止、登録取消、必要に応じて法的手段をとることを含む適切な処置。